

岩手県告示第621号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、地域森林計画を変更したいので、次のとおり公告する。

令和7年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 森林計画区の名称

- （1） 久慈・閉伊川森林計画区（宮古市一円、久慈市一円、下閉伊郡一円、九戸郡洋野町及び野田村）
- （2） 北上川中流森林計画区（花巻市一円、北上市一円、遠野市一円、一関市一円、奥州市一円、和賀郡一円、胆沢郡一円及び西磐井郡一円）

2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間

- （1） 場所 岩手県農林水産部森林整備課並びに関係広域振興局の林務部、農政部農林振興センター及び農林部農林振興センター（林務室が置かれている農林振興センターにあつては、林務室又は林務室林務出張所）
- （2） 期間 令和7年10月28日から同年11月27日まで